

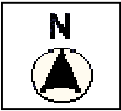
令和6年度 湖北消組建第2号

湖北地域消防組合（仮称）米原出張所舗装工事

仕 様 書

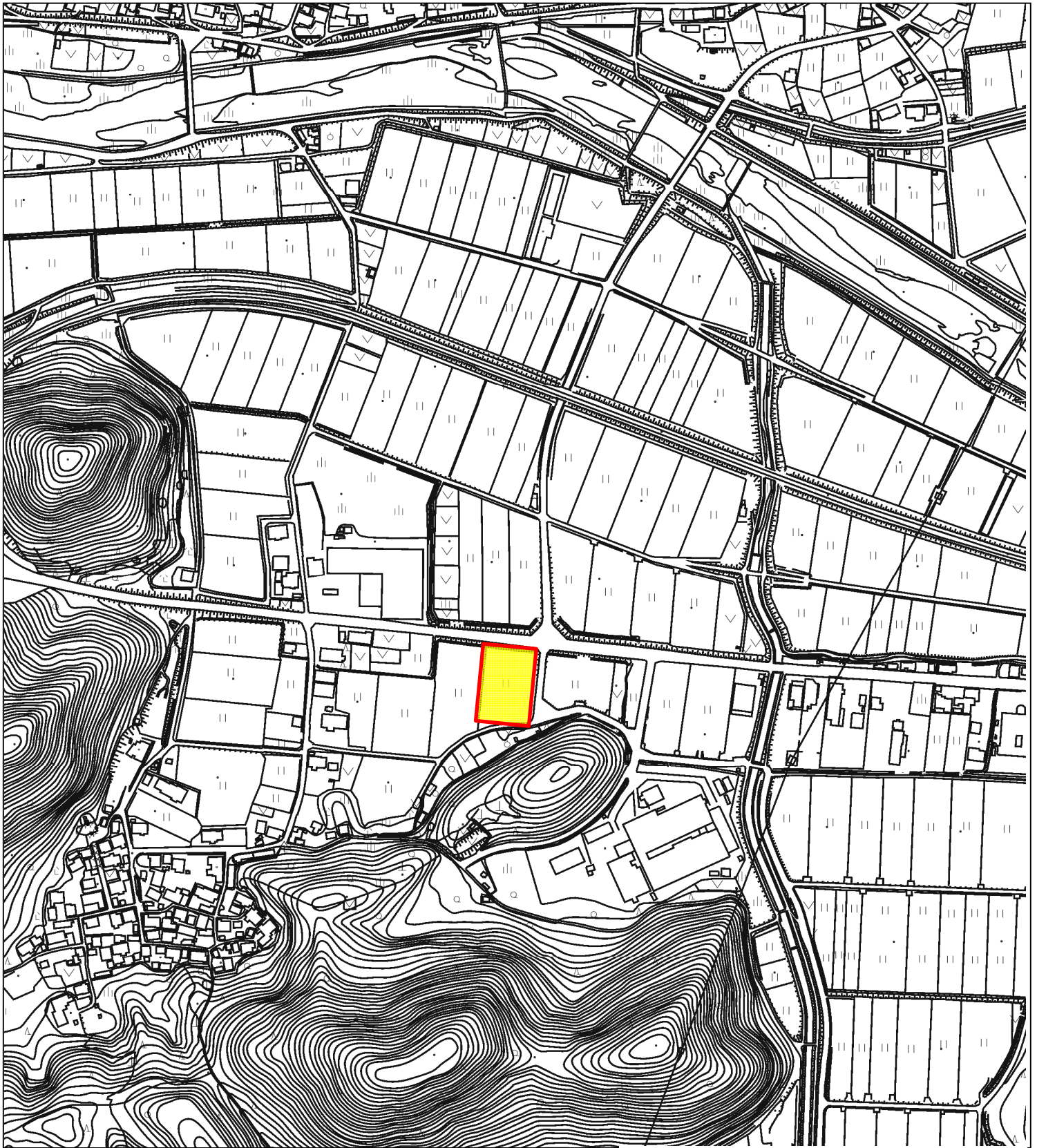
湖北地域消防組合

位置図

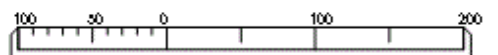


令和6年度 湖北消組建第 2 号

湖北地域消防組合（仮称）米原出張所舗装工事



縮尺 1 : 5000



特記仕様書

工事番号 令和6年度 湖北消組建第2号
工事名 湖北地域消防組合（仮称）米原出張所舗装工事
工事場所 米原市西円寺
工期 契約締結日の翌日から令和6年12月10日まで

第1条 本工事の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和2年4月滋賀県）（令和6年4月一部改訂）」（以下「共通仕様書」という。）および「一般土木工事等共通仕様書付則（令和6年4月滋賀県土木交通部）」（以下「付則」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第2条 共通仕様書ならびに付則において、「滋賀県が発注する土木工事等」は「湖北地域消防組合が発注する土木工事等」に、「滋賀県建設工事請負契約約款」は「湖北地域消防組合建設工事請負契約約款」に、「滋賀県建設工事監督要領」は「長浜市建設工事監督要綱」に、「滋賀県建設工事検査要領」は「長浜市工事検査規程」に、それぞれ読み替えるものとする。

第3条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の徹底を図り、適正な施工体制を確保するため、現場代理人及び主任（監理）技術者と受注者との直接的な雇用関係の確認を行う。

1. 「配置予定技術者等届」を入札後、契約締結までに提出すること。なお現場代理人及び主任（監理）技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの（社会保険、雇用保険の写し等）を添付すること。
2. 専任の主任技術者及び監理技術者は、入札執行日以前、3箇月以上の雇用関係にあること。
3. 主任技術者の資格は以下のとおりとする。
 - （1）建設業法（第26条）による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - 1）実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。
 - ①大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
 - ②高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
 - ③その他 10年以上の実務経験
 - 2）資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
 - ①建設業法「技術検定」
4. 当該工事における現場代理人と主任（監理）技術者を兼ねることができる。
5. 現場代理人は、建設業法第7条第1項第2号に定められた技術者（営業所における専任の技術者）でないこと。
6. 舗装工事においては、1級又は2級の舗装施工管理技術者を配置すること。また、現場代理人、主任技術者は1級又は2級の舗装施工管理技術者を兼ね

ることができる。なお、現場代理人届の区分欄に舗装施工管理技術者、備考欄に1級舗装管理技術者又は2級舗装管理技術者の別を記入すること。

第4条 湖北地域消防組合の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 主任技術者又は監理技術者を専任すべき工事において専任を要しない期間。

1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
2. 約款第30条第1項の規定に基づく完成した旨の通知を受け、監督職員が完成確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

第6条 本工事の施工にあたっては、環境に与える影響を十分認識し、適切な環境配慮を行うため特記事項を遵守し施工すること。

第7条 共通仕様書及び付則に対する特記事項は、次のとおりとする。

記

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総 則

1-1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第17条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、受注者は、設計図書の照査を行わないで現場に着手してはならず、該当する事実がない場合でも、設計図書の照査に関する測量結果等の資料を監督職員に提出すること。

1-1-1-4 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「施工計画書作成要領（案）」によるものとするが、下記事項及び共通仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

ただし、当初請負代金額が250万円未満の工事については、「計画工程表」、「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」及び「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

1. (11) 交通管理

受注者は、「施工計画書作成要領（案）」を参考に、必ずダンプトラック等の過積載防止対策について記載するものとする。

2. (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書等の作成について

受注者は、工事を施工する場合において、「土木請負工事必携（令和2年4月近畿地方整備局）、9. 建設副産物適正処理推進要綱、10. 再生資源の利用の促進について」により、再生資源利用計画書等を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

1-1-1-5 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・

完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

1-1-1-8 工事の着手

受注者は、特記事項に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。

1-1-1-9 工事の下請負

共通仕様書において、「滋賀県の工事指名競争参加資格者である場合には」とあるのは「湖北地域消防組合の建設工事競争入札参加資格者である場合には」と読み替えるものとする。

1-1-1-18 建設副産物

1. 建設発生土の利用について

本工事に使用する埋戻し材については、受入れ土及び現場発生土を使用する。

使用するには品質が適正なものであるか確認し、監督職員と協議のうえ使用するものとする。

なお、工事着手前に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式で報告すること。

1-1-1-26 工事中の安全確保

(地下埋設物件の事故防止)

1. 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写しを監督職員に提出するものとする。

工事場所	市道	自線延長		m	打合せ内容
		至			
占有者 工事受注者	所属職名	立会者名	印		

2. 受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこ

れを補修しなければならない。

(安全訓練等)

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

1. 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
2. 当該工事内容等の周知徹底
3. 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
4. 当該工事における災害対策訓練
5. 当該工事現場で予想される事故対策
6. その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

1-1-1-30 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

- ① 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。
- ② 本工事において表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

表 1-1-1

機 種	備 考
<p>一般工事中建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中機械のうち、ベ ースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆 動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バ イブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・ 引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバ ースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連 続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジ ン出力 7.5kW 以上 260 kW 以 下）を搭載した建設機械に限 る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安 基準に排出ガス基準が定めら れている自動車で、有効な自動 車検査証の交付を受けている ものは除く。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの 	

（工事現場における標示施設等）

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成26年10月1日一部改訂版滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設及び防護施設の設置及び管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」及び「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。

ご迷惑をおかけします

工事内容 → ○○○○○○ を
なおしています

平成○年○月○日まで
時間帯 21:00～6:00

工事種別 → **舗 装 修 繕 工 事**

発注者 滋賀県○○地域振興局建設管理部
電話 ○○○○-○○-○○○○

施工者 ○○建設株式会社
電話 ○○○○-○○-○○○○

1-1-1-40 保険の付保及び事故の補償

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第2編 材 料 編

第1章 一般事項

付則 第1節 適用

(再生資材の利用)

受注者は、下表のとおり再生資材を使用するものとする。

ただし、再生資材製造工場の都合等により下記の再生資材の使用が困難な場合については、設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

資 源 名	規 格	用 途	備 考
再生密粒アスファルト混合物	密粒度アスファルト (20)	表 層	
再生クラッシャーラン	RC-30	路盤材	

受注者は、再生資材を使用する場合は、以下により品質が適正なものであるか確認のうえ使用するものとする。

1. 上記再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」によるものとし、品質管理試験は、別表のとおりとする。
2. 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、れんが等の混入物を有害量含んではならない。

〔別表〕

工 種	種 別	必要 項目	試 験 項 目	試 験 頻 度
アスファルト 再生骨材	材 料		アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装再生便覧による
			旧アスファルト含有量	〃
			旧アスファルト針入度	〃
			骨材の微粒分量試験	〃
再 生 用 添 加 剤 (アスファルト系 及び 石油潤滑油系)	材 料		動粘度	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱後の粘度比	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			密度	〃
			組成分析	〃
再 生 アスファルト	材 料		針入度	〃
			軟化点	〃
			伸度	〃
			トルエン可溶分	〃
			引火点	〃
			薄膜加熱質量変化率	〃
			薄膜加熱針入度残留率	〃
			蒸発後の針入度比	〃
			密度	〃

受注者は、必要項目の選定及び頻度にあたっては監督職員と協議することとする。

なお、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された再生加熱合材を使用する場合は、付則第2編1-2-8-1一般瀝青材料の規定によることとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総 則

第1節 総 則

3-1-1-16 創意工夫

当初請負代金額が250万円以上の工事について、工事成績評定においての高度技術、創意工夫又は地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、又は事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員あて提出され、それらの項目が創意工夫等に

該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載又は資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

(その他の特記事項)

1. 損害賠償

工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費及び騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。

2. 土曜閉庁における作業について

受注者は、工事实施の都合上、土曜日等に作業を行う場合は、共通仕様書第1編（1-1-1-36）によるものとする。

3. 資源の使用抑制について

本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。

4. 写真管理項目

プライムコートの施工は舗設後不可視となるため、対象工区全域の散布状況が確認できる写真を提出すること。

5. 路盤面の品質確保

プライムコートの施工後、剥離等により路盤面の安定が保てない状況が想定される場合は、砂の散布を行うなど品質確保に努めること。

6. 現場密度管理

車道部の路盤工において、現場条件により歩道用機械を使用する場合でも、車道部の現場密度を確保すること。

7. 路床安定処理工

① 現場CBR試験は1,000㎡に1か所とし、位置については監督職員と調整すること。

② 現場CBR試験の結果、設計CBR値が3%未満の場合は路床土には適していないため、固化材等を使用して安定処理の設計変更を行います。

8. 近接工事について

今回の施工箇所については、米原出張所新築工事、電気設備工事、機械設備整備工事は発注済み、及び、通信指令移設工事、ネットワーク移設工事、什器類搬入業務等は今後発注される見込みであるため、各工事との調整を行うこと。

9. その他

その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書滋賀県米原警察署長 様
湖北地域消防組合管理者 様

(通報者) _____

		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請負者	所在地	(本社)	電話 ()	-
			FAX ()	-
		(現場事務所)	電話 ()	-
			FAX ()	-
	名称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者等		(通報者の職・氏名)	電話 ()
		(対応者)		
		所属会社名	電話 ()	-
		氏名		
		役職		
不当介入の 行為者	住所		電話 ()	-
			FAX ()	-
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時 ・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-	
		FAX ()	-	
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要な事項を記入したうえ、米原警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び米原警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。

(下請負人用)

誓 約 書

(あて先)

湖北地域消防組合管理者

住所：_____

商号または名称：_____

代表者 職・氏名：_____ 印

以下に掲げるすべての項目について、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (ア) 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、支店・営業所等の場合にはその代表者を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 2 湖北地域消防組合から役職員名簿の提出を求められた場合には速やかに提出するとともに、本誓約書および役職員名簿を米原警察署に提供することに同意します。
- 3 下請負人等を使用する場合において、湖北地域消防組合から下請負人等の誓約書および役職員名簿の提出を求められた場合には、速やかに下請負人等から誓約書および役職員名簿を徴し、元請負人を通じて湖北地域消防組合に提出します。